平成２７年（フ）第３４９５号
東京都荒川区東尾久３丁目34―８
破産者　前田　洋子
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５３４号
東京都渋谷区神山町41番１号
破産者　有限会社ＡアンドＳ
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５３５号
東京都世田谷区野沢３丁目28―13―205
破産者　中田　陽子
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５７０号
東京都世田谷区桜丘４丁目４―13　ハイツ桜丘Ａ棟206
破産者　笹野　幸一
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６６９号
東京都墨田区八広２丁目23―８―301　ＵＢ２
破産者　清水　貴之
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８３号
東京都板橋区大山西町57―10―202
破産者　前田　　聡
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９２９号
埼玉県さいたま市南区辻３丁目３番２号Ｂ―105
破産者　浦和電気システム株式会社
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０５７号
東京都江戸川区篠崎町７丁目８番地10
破産者　株式会社ＢｅｅＴｒａｄｅ
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０５８号
東京都江戸川区篠崎町７―８―10―111、住民票上の住所東京都葛飾区新小岩２丁目34―12
破産者　酒巻　栄太
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６８号
東京都大田区蒲田２丁目７番15号
破産者　株式会社マルビシ商事
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６９号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1621、住民票上の住所東京都大田区大森中２丁目23―10―２
破産者　竹内　正明
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０６号
埼玉県さいたま市浦和区常盤１丁目２―24―201
破産者　木澤　雅之
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５５３号
東京都台東区浅草橋４―19―３　増井ビル３Ｄ、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区柳橋１丁目２番11号
破産者　有限会社ミルキーハウス
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５５４号
東京都世田谷区梅丘１丁目16―４―201
破産者　大久保安彦
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５７２号
千葉県松戸市南花島３丁目45番地９
破産者　株式会社アーキファクトリー
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５８３号
東京都八王子市千人町２丁目２―８―407、住民票上の住所東京都八王子市寺町60―５―503
破産者　田村　　潤
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６５７号
神奈川県川崎市宮前区東有馬４丁目１―８―203
破産者　新居　祐介
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６６４号
東京都港区三田３丁目２番８号
破産者　株式会社ピーイレブン
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６６５号
千葉県市川市宮久保５丁目20―29
破産者　戸村　昌博
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６７５号
東京都多摩市中沢２丁目24番10号　アステールⅡ102
破産者　有限会社クライム
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６８６号
東京都墨田区両国３丁目24番２号
破産者　有限会社堀フーズ
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６８７号
埼玉県草加市谷塚上町107―９―201
破産者　堀　建治朗
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部